

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 14)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、市町村から都道府県へ報告があった 58 件のほかに、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 33 件あり、「後日、事実確認予定又は対応検討中」の 7 件を除く 26 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 4 件、「虐待の事実が確認できなかった事例」が 17 件であった。

「虐待の事実が認められた」5 件のうち、介護保険法または老人福祉法の規定による権限の行使として、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 2 件行われたほか、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 3 件行われた。

表 14 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	33 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	4 件
事実確認を行ったが、虐待の事実が確認できなかった事例	17 件
後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例	7 件

(3) 都道府県における公表

法第 25 条の規定による都道府県における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等の公表については、平成 19 年 8 月 31 日現在で 24 都道府県が実施済みであった。

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数

平成18年度、全国の1,829市町村で受け付けた養介護者による高齢者虐待に関する相談・通報総数は、18,393件であった。

(2) 相談・通報者(表15)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が41.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が13.2%、「被虐待高齢者本人」が11.9%、「民生委員」が9.1%、「警察」が6.8%であった。また、「虐待者自身」からは1.5%であった。

※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

表15 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人	7,583	1,004	1,682	2,194	2,434	271	1,295	1,249	1,840	298	19,850
%	41.2	5.5	9.1	11.9	13.2	1.5	7.0	6.8	10.0	1.6	—

(注1) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数18,393件と一致しない。

(注2) %は相談・通報総数18,393件に対する割合であるため、内訳の合計は100%にならない。

(3) 事実確認の状況(表16)

「訪問による事実確認(立入調査事例は除く)」が61.3%、「関係者からの情報収集のみによる事実確認」が27.7%、「事実確認を行ったが、確認の方法が不明」が0.6%、「立入調査による事実確認」が1.4%であり、これらを合わせて91.1%の事例(16,751件)において、何らかの方法で事実確認が行われていた。一方、「立入調査が困難」が0.2%、「訪問拒否等により事実確認が不可能」が0.9%と、合わせて約1%の事例では事実確認が困難であった。

表16 事実確認の実施状況

	件数	%
訪問による事実確認を行った事例 ※立入調査事例は除く	11,282	61.3
関係者からの情報収集のみによる事実確認を行った事例	5,100	27.7
事実確認を行ったが、確認の方法が不明	112	0.6
立入調査による事実確認を行った事例	257	1.4
警察が同行した事例	107	
警察に援助要請したが同行はなかった事例	60	
立入調査が困難であった事例	31	0.2
訪問拒否等により事実確認が不可能だった事例	167	0.9
後日事実確認予定又は対応を検討中の事例	750	4.1
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待事例ではないと判断し、事実確認を行わなかった事例	694	3.8
合計	18,393	100.0

(4) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、12,575 件であった。

一方、虐待を受けたとは思われなかったが、虐待を受ける恐れがある等の理由により、予防的に何らかの具体的な対応を行った事例の総数は、2,460 件であった。

以下、虐待判断事例における、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策の内訳等については、1829 の市町村のうち、回答に疑問点等がある 190 の市町村を除く 1,639 の市町村の回答(相談・通報総数 13,965 件、虐待判断事例総数 9,884 件)を対象に集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型(表 17)

「身体的虐待」が 64.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 35.6%、「介護等の放棄(ネグレクト)」が 29.4%、「経済的虐待」が 27.4%、「性的虐待」が 0.7%であった。

※1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、内訳の該当項目に重複して計上されるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

表 17 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	6,340	2,908	3,520	71	2,705	15,544
%	64.1	29.4	35.6	0.7	27.4	—

(注 1) 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 9,884 件と一致しない。

(注 2) %は虐待判断事例総数 9,884 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

ア. 性及び年齢(表 18、表 19)

性別では、「女性」が 76.9%、「男性」が 22.8%と「女性」が全体の 4 分の 3 以上を占めていた。年齢階級別では「80~89 歳」が 39.8%と最も多く、次いで「70~79 歳」が 36.8%であり、これら 2 つの年齢階級を合わせると 76.6%と全体の 4 分の 3 以上を占めていた。

※1 件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人	2,284	7,717	29	10,030
%	22.8	76.9	0.3	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65~69 歳	70~79 歳	80~89 歳	90 歳以上	不明	合計
人	1,078	3,687	3,987	941	377	10,030
%	10.7	36.8	39.8	9.4	3.8	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

イ. 要介護認定者数 (表 20)

「認定済み」が 67.2% (6,742 人) と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護認定

	人	%
未申請	2,453	24.5
申請中	153	1.5
認定済み	6,742	67.2
認定非該当(自立)	351	3.5
不明	331	3.3
合計	10,030	100.0

(注) 被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例 9,884 件に対し被虐待高齢者総数は 10,030 人であった。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 21、表 22)

要介護認定者 6,742 人における要介護状態区分は、「要介護 3 以下」72.8%と、比較的軽度の者が 7 割以上を占めた。また、認知症日常生活自立度は、「Ⅱ以上」が 62.2%であった。

表 21 要介護認定者の要介護状態区分

	人	%
要支援 1	445	6.6
要支援 2	546	8.1
要介護 1	1,392	20.6
要介護 2	1,184	17.6
要介護 3	1,338	19.8
要介護 4	989	14.7
要介護 5	635	9.4
不明	213	3.2
合計	6,742	100.0

表 22 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人	%
自立又は認知症なし	1,179	17.5
自立度Ⅰ	924	13.7
自立度Ⅱ	1,461	21.7
自立度Ⅲ	1,312	19.5
自立度Ⅳ	535	7.9
自立度Ⅴ	106	1.6
認知症あるが自立度不明	779	11.6
自立度Ⅱ以上(再掲)	(4,193)	(62.2)
認知症の有無が不明	446	6.6
合計	6,742	100.0

(注) 「認知症あるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 23)

「虐待者と同居」が 84.3%と、8 割以上が虐待者と同居であった。

表 23 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	件数	%
虐待者と同居	8,335	84.3
虐待者と別居	1,072	10.8
その他	201	2.0
不明	276	2.8
合計	9,884	100.0

オ. 世帯構成 (表 24)

「未婚の子と同一世帯」が 30.5%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 27.9%であり、両者を合わせると 58.4%と、6割近くが「子と同居」であった。

表 24 被虐待高齢者の世帯の構成

	件数	%
単身世帯	830	8.4
夫婦二人世帯	1,513	15.3
未婚の子と同一世帯	3,011	30.5
既婚の子と同一世帯	2,762	27.9
その他	946	9.6
不明	822	8.3
合計	9,884	100.0

カ. 虐待者との関係 (表 25)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.1%と最も多く、次いで「夫」が 14.1%、「娘」が 13.5%の順であった。

※ 1 件の事例に対し、虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者総数は 11,401 人であった。

表 25 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	1,606	557	4,229	1,543	1,165	287	213	491	532	778	11,401
%	14.1	4.9	37.1	13.5	10.2	2.5	1.9	4.3	4.7	6.8	100.0

(注) 虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 9,884 件に対し、虐待者の総数は 11,401 人であった。

(7) 虐待への対応策について

ア. 分離の有無 (表 26)

虐待への対応として、被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」36.2%と、約 3 分の 1 強の事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 59.7%と、約 6 割であった。

表 26 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	3,579	36.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	5,899	59.7
対応について検討、調整中の事例	406	4.1
合計	9,884	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表 27）

分離を行った事例における対応としては、「契約による介護保険サービスの利用」が35.9%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が19.8%、「やむを得ない事由等による措置」が13.7%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った490件のうち、37.1%に当たる182件において面会を制限する措置が行われていた。

表 27 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	1,285	35.9
やむを得ない事由等による措置	490	13.7
面会の制限を行った事例	182	
緊急一時保護	392	11.0
医療機関への一時入院	709	19.8
その他	703	19.6
合 計	3,579	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表 28）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が42.3%と最も多く、次いで、「被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用」が24.2%、「見守り」が22.0%であった。

表 28 分離を行っていない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	%
養護者に対する助言・指導	2,495	42.3
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	609	10.3
被虐待高齢者が介護保険サービスを新たに利用	671	11.4
被虐待高齢者に対するケアプランが見直された上で、被虐待高齢者が介護保険サービスを継続して利用	1,434	24.3
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	686	11.6
その他	1,464	24.8
見守り	1,300	22.0

(注1) %は被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない5,899件に対する割合であるため、合計は100%にならない。

(注2) 「見守り」には、他の対応と重複がない事例のみ計上されている。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（平成19年度から日常生活自立支援事業）の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が90件、「利用手続き中」が127件であり、これらを合わせた217件のうち、市町村長申し立ての事例は81例（37.3%）であった。

一方、「地域福祉権利擁護事業の利用」は205件であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成18年度末の状況を調査した。全部で13の項目について回答を求め、その結果を表29及び図1に示す。

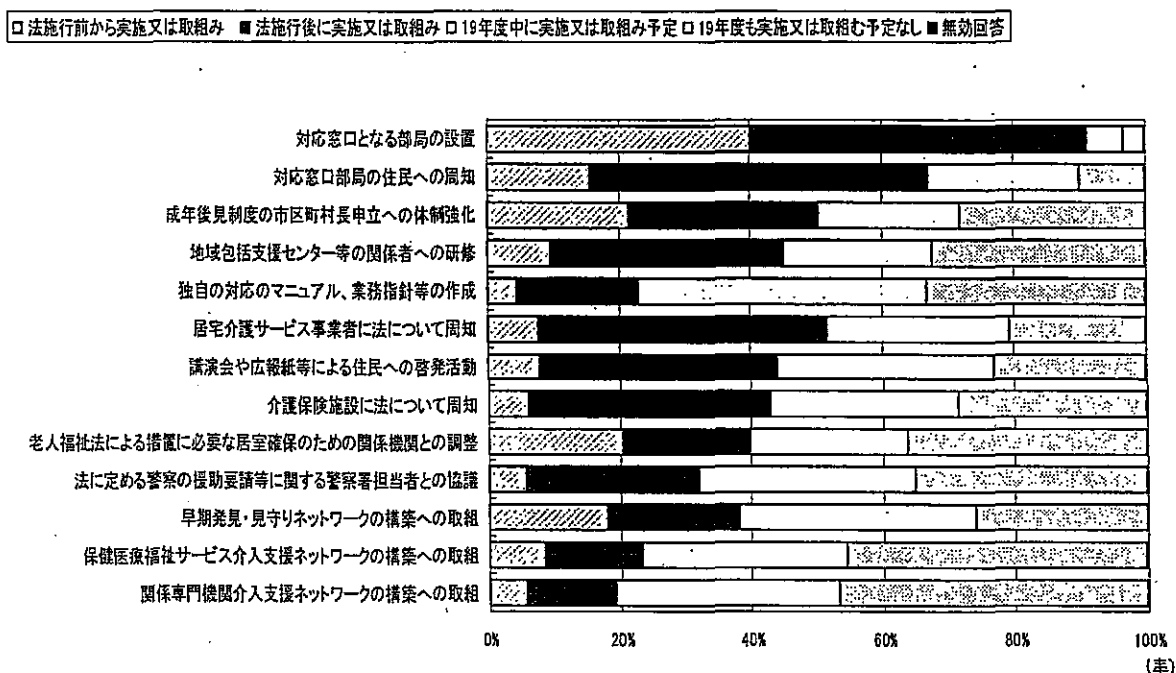
いずれの項目も、高齢者虐待防止法施行が契機となり、体制整備および取組みが促進されたことがわかる。

表29 市町村における体制整備等に関する状況

(1,829市町村、平成18年度末現在)

		法施行前 から実施 又は取組 み	法施行後 に実施又 は取組 み	(小計)	19年度 中に実施 又は取組 み予定	19年度も 実施又は 取組む予 定なし	無効 回答	計
対応窓口となる部局の 設置	数	735	934	1,669	99	59	2	1,829
	%	40.2	51.1	91.3	5.4	3.2	0.1	100.0
対応窓口部局の住民へ の周知	数	285	944	1,229	421	178	1	1,829
	%	15.6	51.6	67.2	23.0	9.7	0.1	100.0
成年後見制度の市区町 村長申立への体制強化	数	391	530	921	395	509	4	1,829
	%	21.4	29.0	50.4	21.6	27.8	0.2	100.0
地域包括支援センター 等の関係者への研修	数	173	653	826	415	587	1	1,829
	%	9.5	35.7	45.2	22.7	32.1	0.1	100.0
独自の対応のマニユア ル、業務指針等の作成	数	81	338	419	806	603	1	1,829
	%	4.4	18.5	22.9	44.1	33.0	0.1	100.0
居宅介護サービス事業 者に法について周知	数	141	803	944	511	371	3	1,829
	%	7.7	43.9	51.6	27.9	20.3	0.2	100.0
講演会や広報紙等によ る住民への啓発活動	数	142	667	809	601	418	1	1,829
	%	7.8	36.5	44.2	32.9	22.9	0.1	100.0
介護保険施設に法につ いて周知	数	109	675	784	527	515	3	1,829
	%	6.0	36.9	42.9	28.8	28.2	0.2	100.0
老人福祉法による措置 に必要な居室確保のた めの関係機関との調整	数	373	356	729	439	660	1	1,829
	%	20.4	19.5	39.9	24.0	36.1	0.1	100.0
法に定める警察の援助 要請等に関する警察署 担当者との協議	数	102	484	586	602	640	1	1,829
	%	5.6	26.5	32.0	32.9	35.0	0.1	100.0
「早期発見・見守りネット ワーク」の構築への取組	数	330	371	701	656	471	1	1,829
	%	18.0	20.3	38.3	35.9	25.8	0.1	100.0
「保健医療福祉サービス 介入支援ネットワーク」 の構築への取組	数	153	273	426	572	826	5	1,829
	%	8.4	14.9	23.3	31.3	45.2	0.3	100.0
「関係専門機関介入支 援ネットワーク」の構築 への取組	数	103	248	351	624	853	1	1,829
	%	5.6	13.6	19.2	34.1	46.6	0.1	100.0

図1 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の状況



各項目の平成18年度末現在の実施率を比較し表30に示す。「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の設置」が91.3%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が67.2%と最も実施率が高かった。一方、「老人福祉法の規定による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整」が39.9%、「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」が38.3%、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議」が32.0%、「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」が23.3%、「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」が19.2%であり、地域における高齢者虐待対応に関する関係機関等との連携や調整が必要な項目については、市町村内部の体制整備や住民及び介護関係施設・事業所への法の周知等に比べて実施率が低く、平成19年度中に取り組む予定なしという率も高かった。

表 30 市町村における体制整備等の実施率(平成 18 年度末現在)

	%
対応窓口となる部局の設置	91.3
対応窓口部局の住民への周知	67.2
居宅介護サービス事業者に法について周知	51.6
成年後見制度の市区町村長申立への体制強化	50.4
地域包括支援センター等の関係者への研修	45.2
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	44.2
介護保険施設に法について周知	42.9
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	39.9
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	38.3
法に定める警察の援助要請等に関する警察署担当者との協議	32.0
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	23.3
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	22.9
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19.2

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条—第三十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にあって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者

を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じ

るおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食

又は長時間の放置、養護者以外の同居人

によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同法第二十五項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五條の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養

介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じ

るおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食

又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第二十二項に規定する介護予防サービス事業、同法第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同法第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)

において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

らない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の

防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者

虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十二条の二十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする